

財務省告示第三百六十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年七月三十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十六年八月九日
 財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第三十八回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項
三	の条項及びその適	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金による引受け
五	発行額	額面金額で三千三百四十億円
六	払込金額	三千三百四十九億八十万円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行行	平成十六年七月三十日
十	発行価格	額面金額百円につき百円二十七銭
十一	利率	年〇・九パーセント

十二

の経過
払込み子

年金資金運用基金理事長は、払
込金額に加え、次の算式により
算出した金額を第十八号に規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 0.9}{100} \times \frac{40}{365}$$

十三

初期
利子

平成十六年十二月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期
以後の
利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い期とし、各支払い期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十五

償還
金額
の
限度

平成二十一年六月二十日
額面金額百円につき百円

十六

元利
金の
支払
場所

日本銀行

十七

払込
期日

平成十六年七月三十日

十八

払込
期日

平成十六年七月三十日